

下松市から事業廃止のお知らせ

令和8年3月

訪問介護利用助成事業及び**居宅介護等住宅改修費助成事業**につきまして、本市独自の在宅生活総合支援事業として、介護保険サービスに上乗せする形で実施してまいりましたが、令和8年3月末をもって事業を廃止します。

関係者の皆様には、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

訪問介護利用助成事業

①事業概要

要介護1～5認定者かつ市民税非課税世帯で、訪問介護サービスの利用者負担額が月6,000円以上であった人に、一律2,000円分の助成券を交付し、翌月以降の同サービス利用者負担に対し、使用していただく事業。平成14年度から平成27年6月末まで実施されていた介護保険利用者負担軽減事業（ホームヘルプサービス利用額5%減額制度）を廃止する際、激変緩和のために導入。

②廃止までのスケジュール

- 助成券の交付：令和8年3月訪問介護サービス利用分まで対象
- 助成券の利用：令和8年6月末まで
- 助成金の請求：令和8年7月15日まで

居宅介護等住宅改修費助成事業

①事業概要

市民税非課税世帯を対象とし、介護保険の住宅改修費の支給対象、かつ支給限度基準額の20万円を超えた額の1/2について、10万円を限度として助成する事業。在宅生活の支援のため介護保険制度開始と同じ平成12年度に導入。

②廃止までのスケジュール

- 助成金の交付申請（決定）：令和8年3月末まで
- 完了届の提出（領収日付）：令和8年3月末まで
- 助成金の請求：令和8年4月15日まで